[（　4）～（　5）の２　略]	[（　4）～（　5）の２　同左]
（　5）の３　合同会社ＪＲＥ能代三種（ＪＲＥ能代三種太陽光発電所に係るものに限る。）	[新設]
[（　6）～（　25）の５　略]	[（　6）～（　25）の５　同左]
（　25）の６　ＯＣＥ日向メガソーラー株式会社（日向日知屋太陽光発電所に係るものに限る。）	[新設]
[（　26）～（　30）　略]	[（　26）～（　30）　同左]
[４～７　略]	[４～７　同左]
８　次に掲げる者が所有する索道事業に係る償却資産（機器を除く。）　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	８　次に掲げる者が所有する索道事業に係る償却資産（機器を除く。）　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
所　有　者	所　有　者
[（　1）　略]	[（　1）　同左]
（　2）　株式会社白馬さのさか（白馬さのさかスキー場に係るものに限る。）　同	（　2）　東和観光株式会社（白馬さのさかスキー場に係るものに限る。）　同
[９～11　略]	[９～11　同左]
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
１　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）	１　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）
所　有　者	所　有　者
[（　1）～（　43）　略]	[（　1）～（　43）　同左]
（　44）　一般社団法人養老線管理機構	[新設]
[２～８　略]	[２～８　同左]

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第百六十五号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十四日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一章の規定により都道府県が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第六条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条及び第八条並びに予防

改正前

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一章の規定により都道府県が処理することとされている事務